



平成 25 年 2 月 14 日

各 位

上 場 会 社 名 O U G ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 谷 川 正 俊
(コード番号 8 0 4 1)
常務執行役員
問合せ先責任者 経営基盤グループ 中 江 一 夫
(T E L 0 6 - 4 8 0 4 - 3 0 3 3)

当社連結子会社の不適切な会計処理の判明及び平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書提出遅延並びに当社株式の監理銘柄（確認中）への指定の見込みに関するお知らせ

このたび、当社連結子会社である株式会社ショクリューにおいて、不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。当社では、現在、事実関係の調査等に取り組んでおり、このため平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書について、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限である平成 25 年 2 月 14 日までに提出できないこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件の概要

当社の連結子会社である株式会社ショクリューにおいて不適切な会計処理が行われていたことが判明し、当社では、独立役員である社外監査役（公認会計士、弁護士の有資格者）を委員に含む社内調査委員会を平成 25 年 2 月 5 日に設置し、事実関係の調査、再発防止策の検討等に取り組んでおります。これまでの調査で、同社の管理体制の不備に起因する不適切な会計処理により在庫商品の計上額に差異が生じ、利益ベースで 55 百万円の損失影響額が見込まれることが判明しております。

2. 平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出遅延理由

当社は、調査委員会の調査結果に基づき、平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書の適正性を確認し、会計監査人から四半期レビュー報告書を受領する予定であります。現在、本件をグループ全体の問題と受け止め、調査対象をグループ連結会社全体に拡大して、類似する取引の存在の調査と徹底した再発防止策についての検討を行っておりますので、平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書は金融商品取引法に定める提出期限の平成 25 年 2 月 14 日までに提出できないこととなりました。

また、平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましても、上記の理由により平成 25 年 2 月 14 日までに開示できないこととなりました。

3. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

大阪証券取引所の監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条 1 号 a（j）イにより、金融商品取引法に定める提出期限（平成 25 年 2 月 14 日）までに四半期報告書を提出できる見込みのない旨を開示した場合は、当該銘柄を「監理銘柄（確認中）」に指定することとされています。従って、大阪証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のため、当社株式は「監理銘柄（確認中）」に指定される見込みです。

4. 今後の見通し

本件による財務的な影響は軽微であり、当第 3 四半期決算での処理を予定しております。

平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書及び平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましては、会計監査人から四半期レビュー報告書を受領次第、平成 25 年 3 月 14 日までに速やかに提出、開示する所存であります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上